

# 春日井市循環型社会形成推進地域計画（第2期）

平成25年1月  
平成25年12月 変更報告

春日井市



## 目 次

1	市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	生活排水の処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	4
(4)	生活排水処理の目標	5
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設の整備	10
(4)	施設整備に関する計画支援事業	10
(5)	その他の施策	11
4	計画のフォローアップと事後評価	11
(1)	計画のフォローアップ	11
(2)	事後評価及び計画の見直し	11
添付 1	現有処理施設状況	12
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	13
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	21
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	22
参考資料様式 3	施設概要（最終処分場）	24
参考資料様式 5	施設概要（浄化槽系）	25
参考資料様式 6	計画支援概要	26

# 春日井市 循環型社会形成推進地域計画（第2期）

春日井市

## 1 市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名	春日井市
面積	92.71 km <sup>2</sup>
人口	308,539人（平成24年3月31日現在）

### (2) 計画期間

本計画は、平成18年4月1日から平成25年3月31日までの計画（第1期）の継続事業であり、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

春日井市は愛知県の北西部に位置し、東西に長い市域を有する内陸部の中堅都市である。工場団地造成による工場誘致と、名古屋大都市圏の発展に伴う高蔵寺ニュータウンをはじめとする宅地化により、内陸工業都市と住宅都市の複合的性格を持っており、30万市民から排出される一般廃棄物を積極的に分別収集し、再生利用を進めることにより、資源の循環を目指している。

近年、事業系一般廃棄物の発生量は大きく減少しており、今後も発生抑制及び再生利用を推進し、発生量の更なる減少を図る。

家庭系廃棄物については、ごみの削減・再使用・再利用といった環境保護につながる精神を表す日本語「もったいない」をキーワードとして、「もったいない精神で育む循環型社会」の基本理念のもと、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進め、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を図る。

生活排水処理については、生活環境の改善及び汚水の適正処理の観点から本市の公共下水道整備と協調しながら、合併処理浄化槽の整備を進める。

第1期計画では、現有処理施設残余容量の逼迫に伴い、今後も処理残渣を適正処理するために新最終処分場の整備を目指し、新最終処分場整備事業に係る基本設計、環境影響調査を行った。第2期計画では、新最終処分場整備事業に係る実施設計等や、新最終処分場整備を行う。

### (4) 広域化の検討状況

愛知県では、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画(平成20年度～平成29年度)」が平成21年3月に策定されている。この計画では、県内を13ブロックに分け、施設の集約化と整備を図り、ごみ処理の広域化を目指している。

春日井市は、この計画の春日井ブロックに位置づけられ、計画達成に必要なごみ焼却処理施設は既に整備して継続使用しており、県の計画に適合している。今後は、施設更新計画の策定が必要である。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

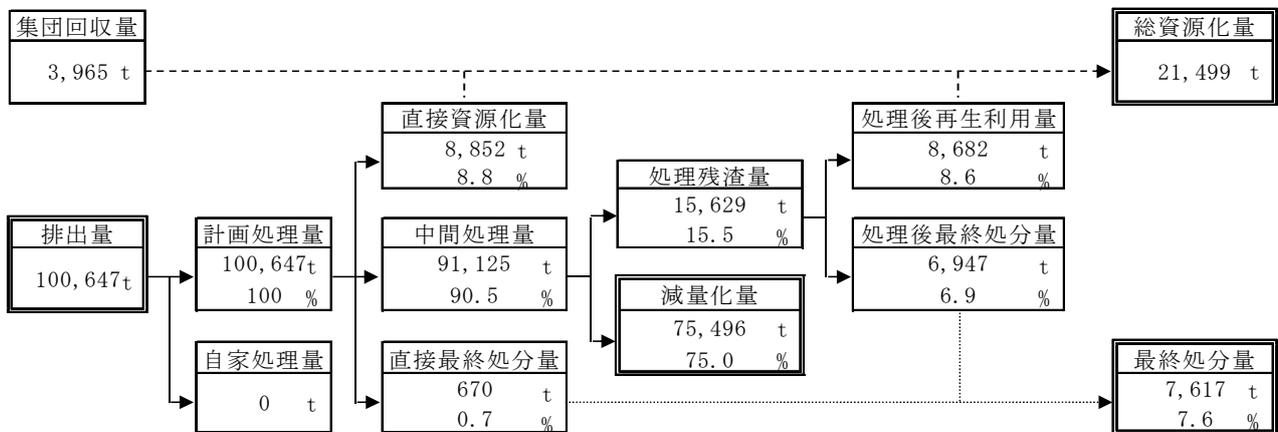
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、104,612 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 21,499 トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は 20.6%である。

中間処理による減量化量は 75,496 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 75%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 7.6%に当たる 7,617 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 85,710 トンである(破碎処理等一次処理後の焼却量を含む)。焼却施設では、発電による自家消費及び余剰電力の売電、また蒸気・温水の場内利用や、隣接する市営施設(福祉の里レインボープラザ)への熱供給(給湯、冷暖房)を行っている。



※四捨五入の関係上、各処理量・処分量の排出量に対する割合は整合が取れない場合がある。

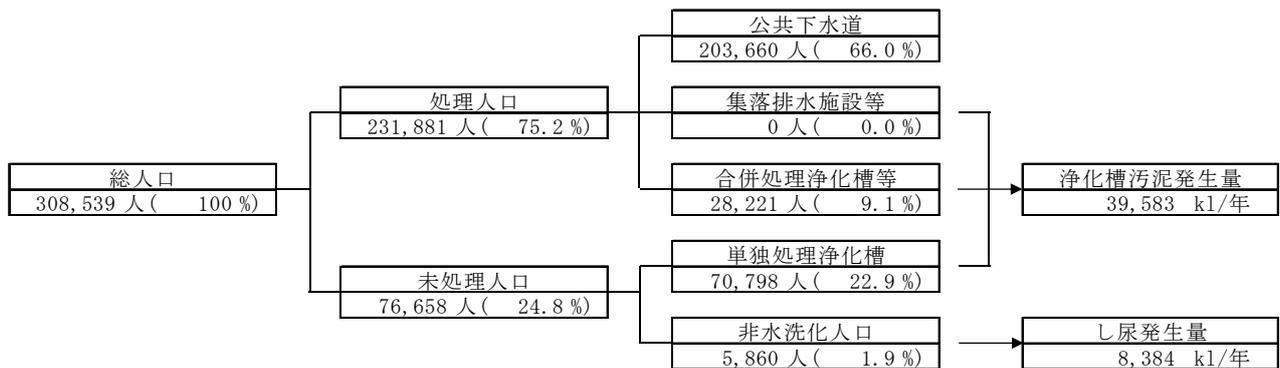
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 23 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 308,539 人であり、水洗化人口は 231,881 人、汚水衛生処理率 75.2%である。

し尿発生量は 8,384 k1/年、浄化槽汚泥発生量は 39,583 k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 47,967 k1/年である。



※四捨五入の関係上、総人口に対する割合は整合が取れない場合がある。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいく。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標	現状 (割合 <sup>※1</sup> )		目標 (割合 <sup>※1</sup> )	
	(平成23年度)		(平成30年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	19,533 トン	16,390 トン	(-16.1%)
	1 事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.7 トン/事務所	1.4 トン/事務所	(-17.6%)
	家庭系 総排出量	81,114 トン	78,345 トン	(-3.4%)
	1 人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	262.9 kg/人	253.2 kg/人	(-3.7%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	100,647 トン	94,735 トン	(-5.9%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	8,852 トン ( 8.8%)	11,446 トン (12.1%)	
	総資源化量	21,499 トン ( 21.4%)	29,555 トン ( 31.2%)	
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量)	30,365 MWh	23,894 MWh	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	75,496 トン ( 75.0%)	64,091 トン ( 67.7%)	
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	7,617 トン ( 7.6%)	5,157 トン ( 5.4%)	

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

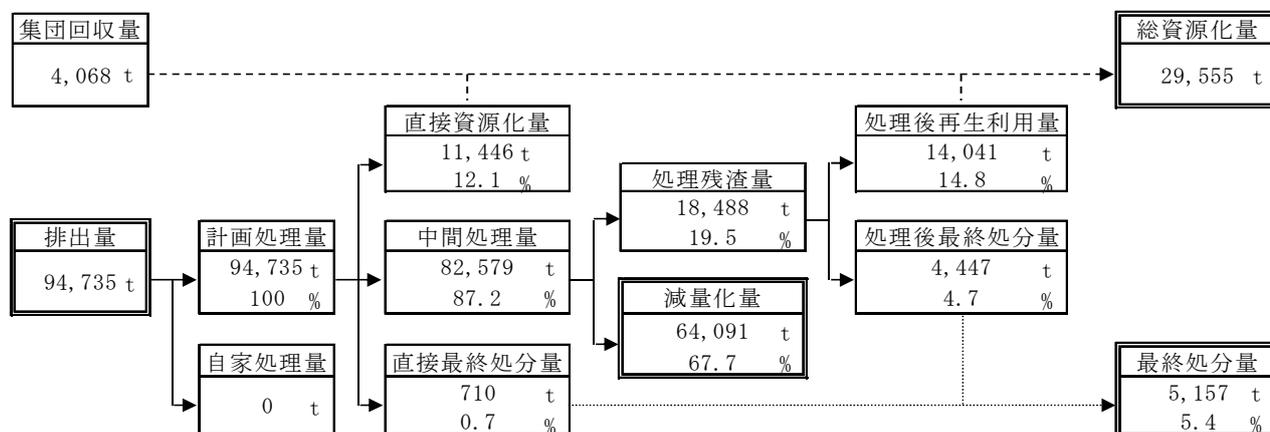
排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱 回 収 量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]



※四捨五入の関係上、各処理量・処分量の排出量に対する割合は整合が取れない場合がある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成30年度)

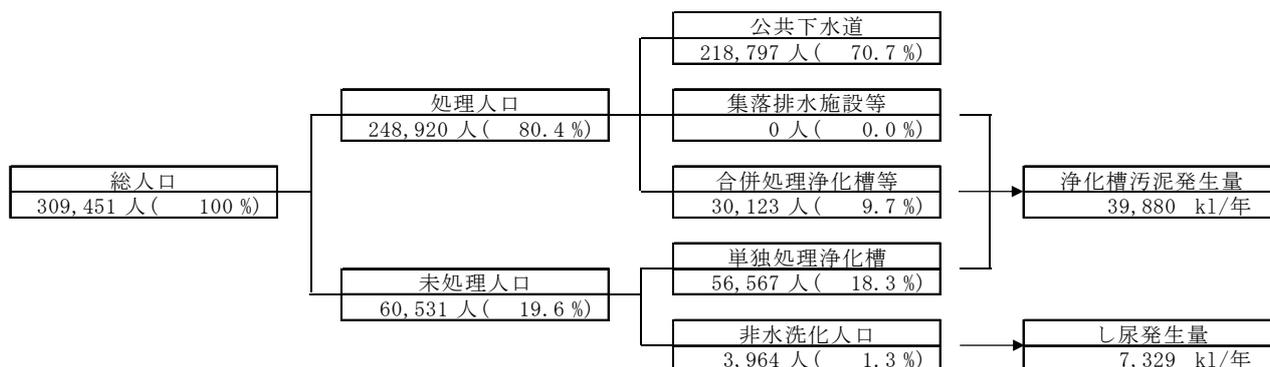
#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていく。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成23年度実績	平成30年度目標
処理形態別人口	公共下水道	203,660 人( 66.0%)	218,797 人( 70.7%)
	農業集落排水施設等	0 人( 0.0%)	0 人( 0.0%)
	合併処理浄化槽等	28,221 人( 9.1%)	30,123 人( 9.7%)
	未処理人口	76,658 人( 24.8%)	60,531 人( 19.6%)
	合計	308,539 人	309,451 人
汚し尿の量	汲み取りし尿量	8,384 キロリットル	7,329 キロリットル
	浄化槽汚泥量	39,583 キロリットル	39,880 キロリットル
	合計	47,967 キロリットル	47,209 キロリットル

※四捨五入の関係上、処理形態別人口の合計に対する割合は整合が取れない場合がある。



※四捨五入の関係上、総人口に対する割合は整合が取れない場合がある。

図4 生活排水の処理状況フロー（平成30年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 普及啓発、環境教育、助成

ごみの分別・排出方法について、冊子やホームページ等により積極的に周知するとともに、出前講座や集合住宅向け排出指導を実施し、ごみの分別・排出方法の周知を含め意識の向上を図る。

また、小学生に向けた副読本の作成・配布や青空教室等の環境教育、清掃活動イベントを通じて、環境に配慮した考えと行動ができる市民の育成に努める。

さらに、リサイクルプラザにおけるリサイクル工作等の講座開催や情報提供により、リサイクル品の積極的な利用を促進する。

子供会・町内会等の資源回収団体に対する奨励金の制度は、引き続き継続していき、新たに、住民からリサイクル活動のアイデアを募集し、優れた提案に対して支援を行う。

## イ ごみ排出量の削減

生ごみについて、水きり方法やグッズの紹介、食べ残しが出ないように工夫等をホームページや広報等で啓発することで、生ごみの削減を推進する。

家庭用生ごみ処理機の補助に加えて、対象機器の見直しを行い、より一層の生ごみの削減を推進する。

レジ袋の使用を抑制するための買物用マイバッグ持参や、割り箸の使用を削減するためのマイ箸持参の取組み等を促進する。

## ウ 排出者責任の明確化

家庭系ごみについて、燃やせるごみ・燃やせないごみの指定袋制度は継続していくものとするが、更なる分別の推進、資源化物の品質向上を図るために、新たに資源用指定袋の導入を検討する。

事業系ごみについては、産業廃棄物や市外ごみの持込み等の不適正な搬入に対応するために、クリーンセンターにおける搬入時の検査及び指導を行い、排出事業者に対し積極的に排出抑制、分別の徹底を促していく。

また、事業活動に伴い多量の廃棄物を排出する事業者に対し、ごみの減量化・資源化のための計画書の策定や適正処理等の指導を実施する。

## エ 処理手数料の適正化

家庭系ごみについて、経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、ごみ減量意識の高揚等の効果がある家庭系ごみの有料化の導入について、調査・研究していく。また、自己搬入者に対して、ごみ処理費用の一部負担を求め、ごみ排出抑制を推進するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、近隣市町村の状況を調査し、必要に応じて改定を行う。

事業系ごみについては、ごみ処理費用の適正な負担を求め、市外ごみの持込みを防止するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、ごみ処理手数料の適正化を検討し、必要に応じて改定を行う。

## オ 生活排水対策

家庭から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・単独処理浄化槽または汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進
- ・市主催の環境関連イベントなどでの啓発パネル展示
- ・河川浄化モデル事業などによる、公共用水域の水質汚濁防止のための生活排水対策の啓発や河川美化活動の推進
- ・リーフレットの作成
- ・広報やホームページによるPR

## (2) 処理体制

### ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

平成25年4月1日からプラスチック容器包装類や金属類・小型家電の分別収集を実施する。プラスチック製容器包装等の新たな資源分別収集開始に伴い、モデル地区での検証結果に基づき、ごみ分別の方法と収集回数の変更を行う。

資源を常時受け入れできる場所を提供するため、公共施設や民間施設におけるリサイクルステーションの設置を進める。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、許可業者搬入・直接搬入による事業系一般廃棄物の受け入れを行っている。近年の搬入量増加を受け、処理手数料の改定や紙資源の分別といった、排出抑制・資源化の促進の強化を図っていく。

### ウ 廃棄物資源化の現状と今後

灰溶融施設は、可燃物の焼却残渣を溶融処理して溶融スラグとして資源化を行っているが、処理費が高額であり、処理費の抑制が課題となっている。一方、溶融スラグはコンクリート二次製品の細骨材として使用するなど、廃棄物の資源化の役割も十分果たしている。

今後は維持管理費の抑制と廃棄物の資源化を観点に施設の運転を検討する。また、焼却灰の資源化としてセメント原料としての利用も行っており、今後も最終処分場の延命と資源の有効利用の促進を図る。

### エ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、春日井市の所有する施設においては、産業廃棄物の処理、処分は行っていない。今後も産業廃棄物の処理、処分を行う計画はない。

### オ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、公共下水道の整備を基本とするが、公共下水道事業認可区域外については合併処理浄化槽の整備を行い、その中でも単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に進めていく。

### カ 今後の処理体制の要点

- ◇ プラスチック容器包装類や金属類・小型家電の分別収集の開始に伴い、収集回数の見直しやリサイクルステーション設置を推進する。
- ◇ 事業系一般廃棄物の処理手数料の改定や、排出抑制・資源化の促進の強化を図っていく。
- ◇ 溶融スラグの有効利用を継続するとともに焼却灰のセメント原料化を図るなど、最終処分場の延命と資源の有効利用の促進を図る。
- ◇ 公共下水道事業認可区域外については合併処理浄化槽の整備や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めていく。

表3 春日井地域（春日井市）の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (H23年)		今後 (H30年)			
分別区分	処理方法	春日井市	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分
燃やせるごみ	焼却 (熱回収)	春日井市クリーンセンター	春日井市クリーンセンター	54,493	燃やせるごみ
燃やせないごみ	複合	春日井市クリーンセンター	春日井市クリーンセンター	13,974	燃やせないごみ
危険ごみ		春日井市クリーンセンター	春日井市クリーンセンター	102	プラスチック容器包装類
新聞・雑誌・雑がみ		(民間)	(民間)	6,313	金属類・小型家電
段ボール		(民間)	(民間)	1,748	新聞・雑誌・雑がみ
牛乳パック類		(民間)	(民間)	51	段ボール
古着		(民間)	(民間)	647	牛乳パック類
飲料缶	リサイクル	春日井市クリーンセンター	春日井市クリーンセンター	260	古着
ガラスびん		春日井市クリーンセンター	春日井市クリーンセンター	1,248	飲料缶
ペットボトル		春日井市クリーンセンター	春日井市クリーンセンター	593	ガラスびん
廃食用油		(民間)	(民間)	10	ペットボトル
使用済み乾電池等		(民間)	(民間)	60	廃食用油
粗大ごみ		春日井市クリーンセンター	春日井市クリーンセンター	1,584	使用済み乾電池等
特定廃棄物	複合	春日井市クリーンセンター	春日井市クリーンセンター	33	粗大ごみ
(集団回収) 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック類・アルミ缶・ガラスびん	リサイクル	(民間)	(民間)	3,965	特定廃棄物
					(集団回収) 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック類・アルミ缶・ガラスびん

※四捨五入の関係上、家庭系総排出量(集団回収分を除く。)とは整合が取れない場合がある。

表3別紙 廃棄物の具体的な分別区分

現状 (H23年)	
春日井市	
分別区分	廃棄物の種類
燃やせるごみ	リサイクルできない紙、生ごみ、革製品、靴(革靴・運動靴)、保冷剤、食品乾燥剤、紙おむつ、吸い殻、湿布薬、ビデオテープ・カセットテープ、花火、木の枝、葉、布団(80cm未満)など
燃やせないごみ	プラスチック類、小型家電品、金属類(飲料缶除く)、ガラス・陶器類、使い捨てカイロ、発泡スチロール など
危険ごみ	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター、ストロー・ファンヒーター(石油・ガス)、ガス器具、灯油容器 など
新聞・雑誌・雑がみ	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類、パンフレット・カタログ、紙製ファイイル、新聞紙、雑誌、折り込みチラシ など
段ボール	段ボール
牛乳パック類	牛乳パック
古着	衣料品
飲料缶	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶
ガラスびん	飲料用ガラスびん
ペットボトル	飲料用ペットボトル
廃食用油	植物性天ぷら油
使用済み乾電池等	乾電池、水銀体温計 など
粗大ごみ	1辺の長さが80cm以上かつ重さ50kg以下のもの
特定廃棄物	電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレス、消火器、自家用自動車ホイヤー(ホイール付、ホイールなし)、自家用自動車バッテリー、自家用自動車ホイール
(集団回収) 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック類・アルミ缶・ガラスびん	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック類、アルミ缶、ガラスびん

今後 (H30年)	
分別区分	廃棄物の種類
燃やせるごみ	リサイクルできない紙、生ごみ、革製品、靴(革靴・運動靴)、保冷剤、食品乾燥剤、紙おむつ、吸い殻、湿布薬、ビデオテープ・カセットテープ、花火、木の枝、葉、布団(80cm未満)、プラスチック類(プラスチック容器包装類を除いた30cm未満) など
燃やせないごみ	プラスチック類(プラスチック容器包装類を除いた30cm超80cm未満)、ガラス・陶器類、使い捨てカイロ など
プラスチック容器包装類	ボトル類、カップ類、トレイ類、バック類、レジ袋・ポリ袋・ラップ類、網・ネット類、緩衝材、ふた類 など
金属類・小型家電	はさみ、包丁、傘、なべ、フライパン、やかん、電子レンジ、オーブレンジ、デジタルカメラ、ゲーム機、DVDプレーヤー、電話、ドライヤー、扇風機、アイロン、飲料缶以外の缶、ガスボンベ、ガスレンジ、灯油ストーブ など
新聞・雑誌・雑がみ	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類、パンフレット・カタログ、紙製ファイイル、新聞紙、雑誌、折り込みチラシ など
段ボール	段ボール
牛乳パック類	牛乳パック
古着	衣料品
飲料缶	飲料用アルミ缶、飲料用スチール缶
ガラスびん	飲料用ガラスびん
ペットボトル	飲料用ペットボトル
廃食用油	植物性天ぷら油
使用済み乾電池等	乾電池、水銀体温計 など
粗大ごみ	1辺の長さが80cm以上かつ重さ50kg以下のもの
特定廃棄物	電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレス、消火器、自家用自動車ホイヤー(ホイール付、ホイールなし)、自家用自動車バッテリー、自家用自動車ホイール
(集団回収) 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック類・アルミ缶・ガラスびん	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック類、アルミ缶、ガラスびん

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	新最終処分場整備事業	約 345,000m <sup>3</sup> (第Ⅰ期) 約 125,000m <sup>3</sup> (第Ⅱ期) 約 470,000m <sup>3</sup> (合計)	春日井市内 津町地内	H26～H28 (第Ⅰ期)

※現有処理施設の概要を、添付1に示す。

※第Ⅱ期の整備は、本計画の事業に含んでいない。

(整備理由)

事業番号1 現有処理施設の残余容量が逼迫しているため

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済 基数(基) (平成24年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	3,510	1,070	2,724	H25～H29
	合計	3,510	1,070	2,724	

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	新最終処分場整備事業に係る実施設計等調査事業	実施設計、地質調査等	H25

※前計画において、新最終処分場整備事業に係る基本設計、環境影響調査を実施

## (5) その他の施策

春日井市の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して普及啓発を実施する。

### イ 不法投棄対策

市民の協力のもと、警察・関係機関・団体等とも連携を図りながら、パトロールや監視、立入検査を実施するなど、監視・指導体制の強化を行い、不法投棄防止を図る。

### ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

春日井市地域防災計画（昭和 46 年度策定 平成 24 年修正）を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、災害相互応援協定（平成 8 年締結）と尾張部清掃工場協定（昭和 55 年締結）による連携体制を継続する。

※ 仮置場 …春日井市クリーンセンター隣接地（2,000 m<sup>2</sup>）

※ 最終処分場 …<sup>うつつ</sup>内津最終処分場及び新規最終処分場

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

春日井市は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて愛知県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付1 現有処理施設状況

事業主体	現有施設名	種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月
春日井市	春日井市クリーンセンター	ごみ処理施設 ごみ処理施設 灰溶融施設 破碎・選別施設 破碎・選別施設 資源化施設 ストックヤード	一般廃棄物	260t/日 280t/日 80t/日 65t/5h 45t/5h 25t/5h 460m <sup>2</sup>	春日井市神屋町1番地の2	平成3年2月 平成14年9月 平成14年9月 平成3年2月 平成14年9月 平成14年9月 平成23年3月
春日井市	内津最終処分場	最終処分場	一般廃棄物	232,000m <sup>3</sup>	春日井市内津町字南山492番地	平成11年3月
春日井市	衛生プラント	し尿・浄化槽汚泥高度処理施設	一般廃棄物	190kl/日	春日井市御幸町1丁目1番地2	昭和63年3月



4 生活排水処理の現状と目標

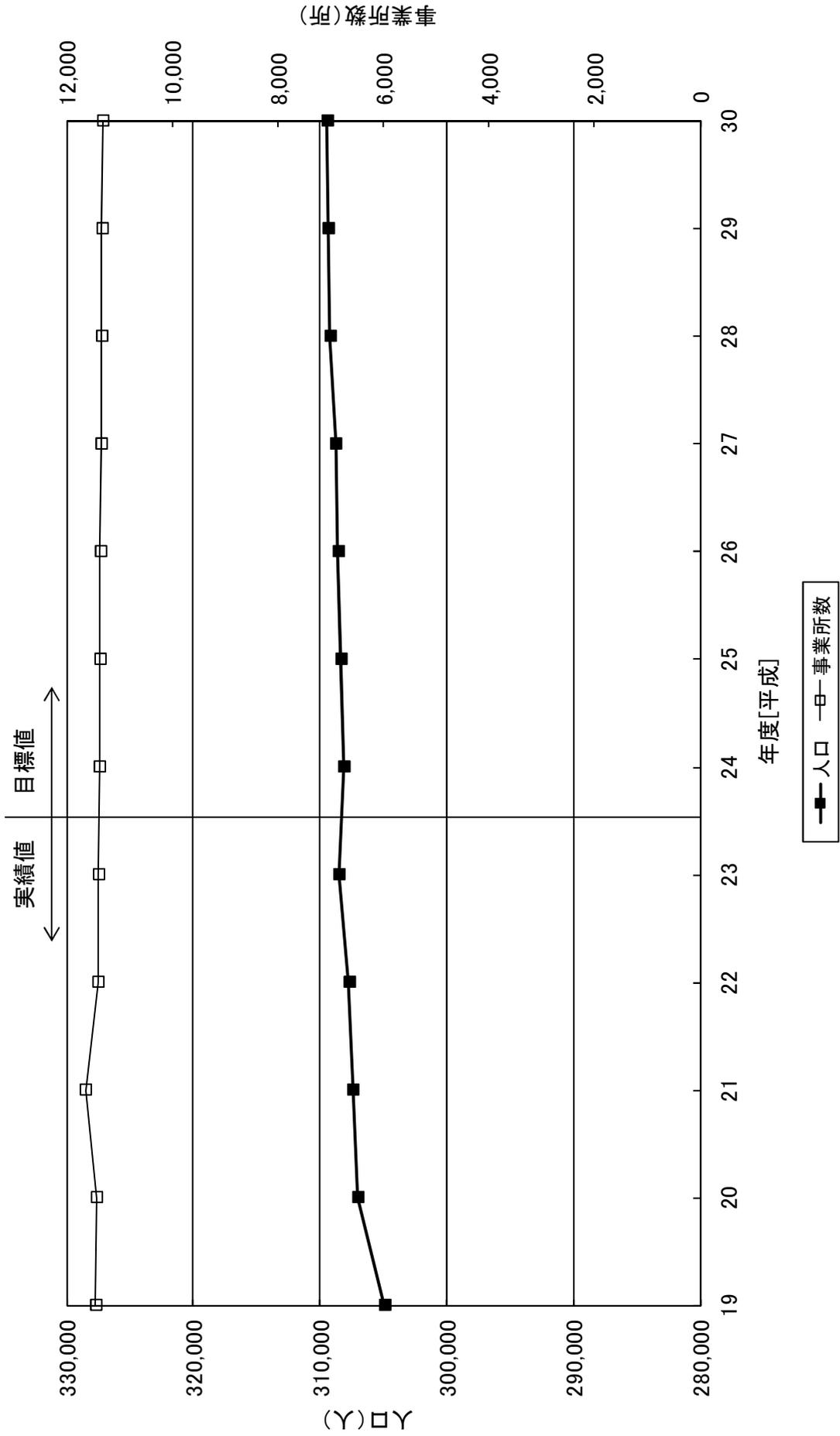
指標・単位	年	過去の状況・現状							目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成30年度	
総人口		304,925	307,052	307,442	307,718	308,539	(集計中)	309,451	
下水道		196,740	200,467	202,230	202,809	203,660	(集計中)	218,797	
公共下水道		64.5%	65.3%	65.8%	65.9%	66.0%		70.7%	
集落排水施設等		0	0	0	0	0	(集計中)	0	
合併処理浄化槽等		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	
未処理人口		21,355	22,772	23,551	27,146	28,221	(集計中)	30,123	
		7.0%	7.4%	7.7%	8.8%	9.1%		9.7%	
		86,830	83,813	81,661	77,763	76,658	(集計中)	60,531	

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料)

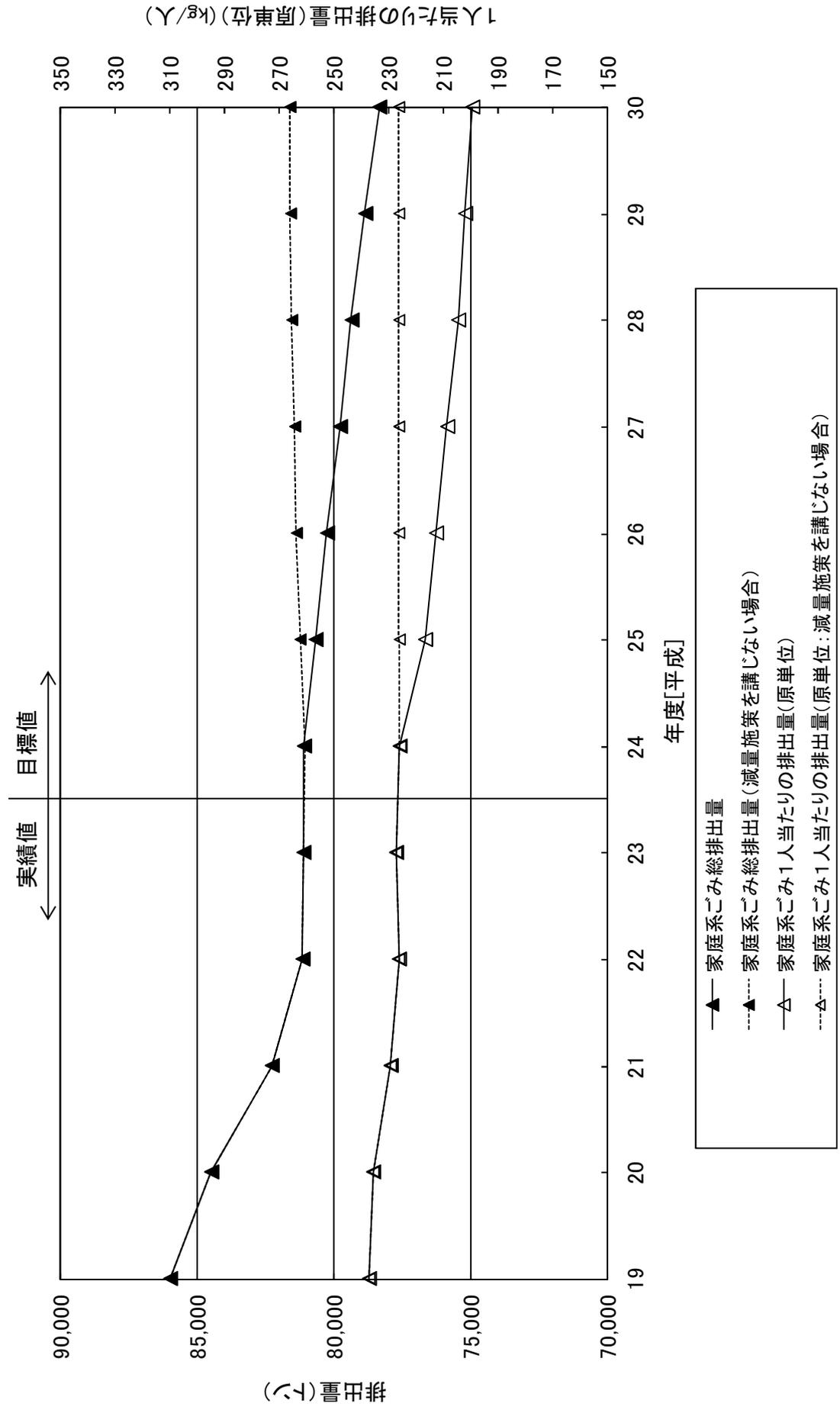
5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	春日井市	3,510	11,458	1,070	2,724	H30
				H1		

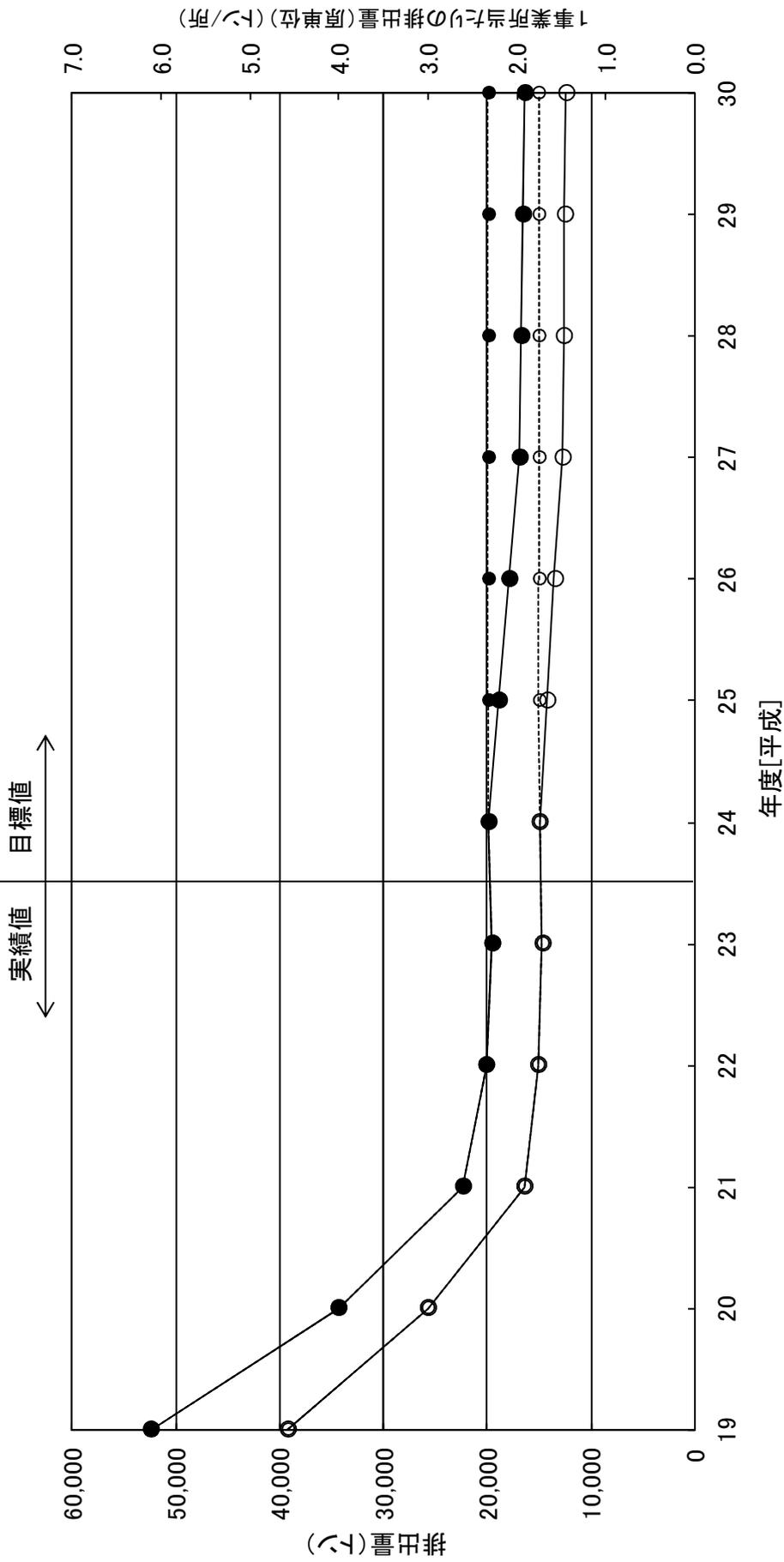
様式1 添付トレンドグラフ(人口、事業所数)



様式1 添付トレンドグラフ(家庭系ごみ排出量・原単位)

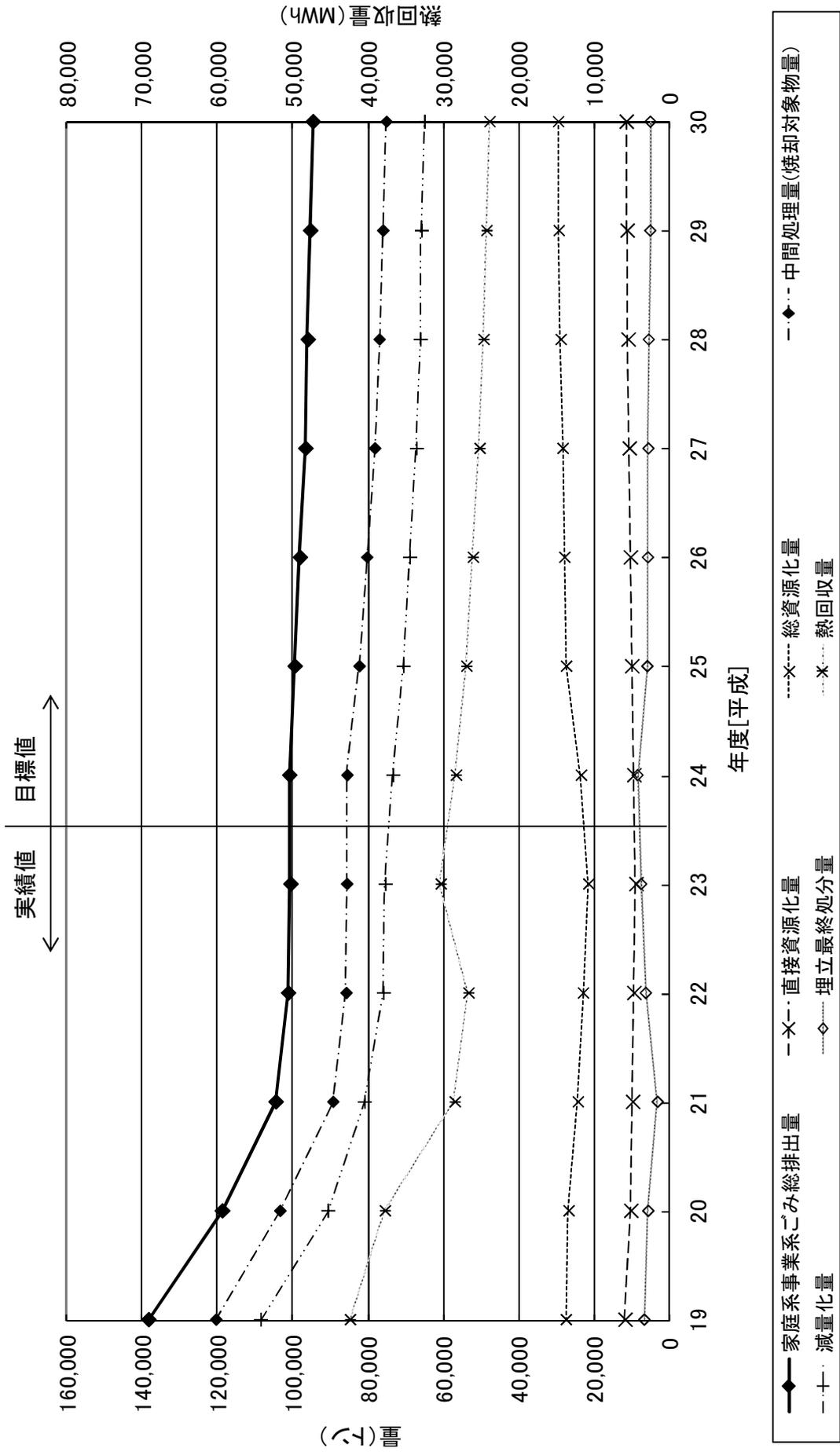


様式1 添付トレンドグラフ(事業系ごみ排出量・原単位)

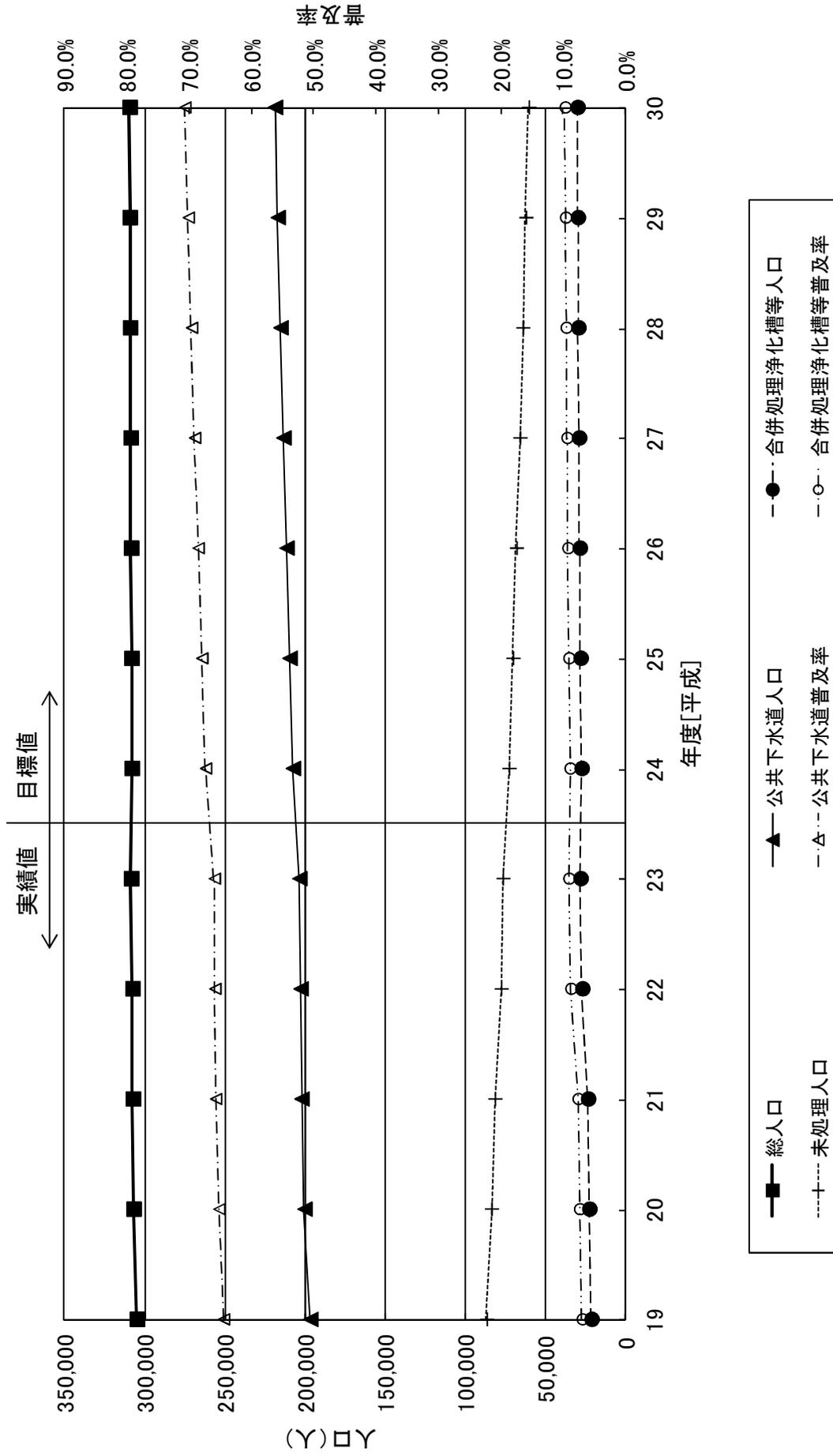


- 事業系ごみ総排出量
- 事業系ごみ総排出量(減量施策を講じない場合)
- 事業系ごみ1事業所当たりの排出量(原単位)
- 事業系ごみ1事業所当たりの排出量(原単位)(減量施策を講じない場合)

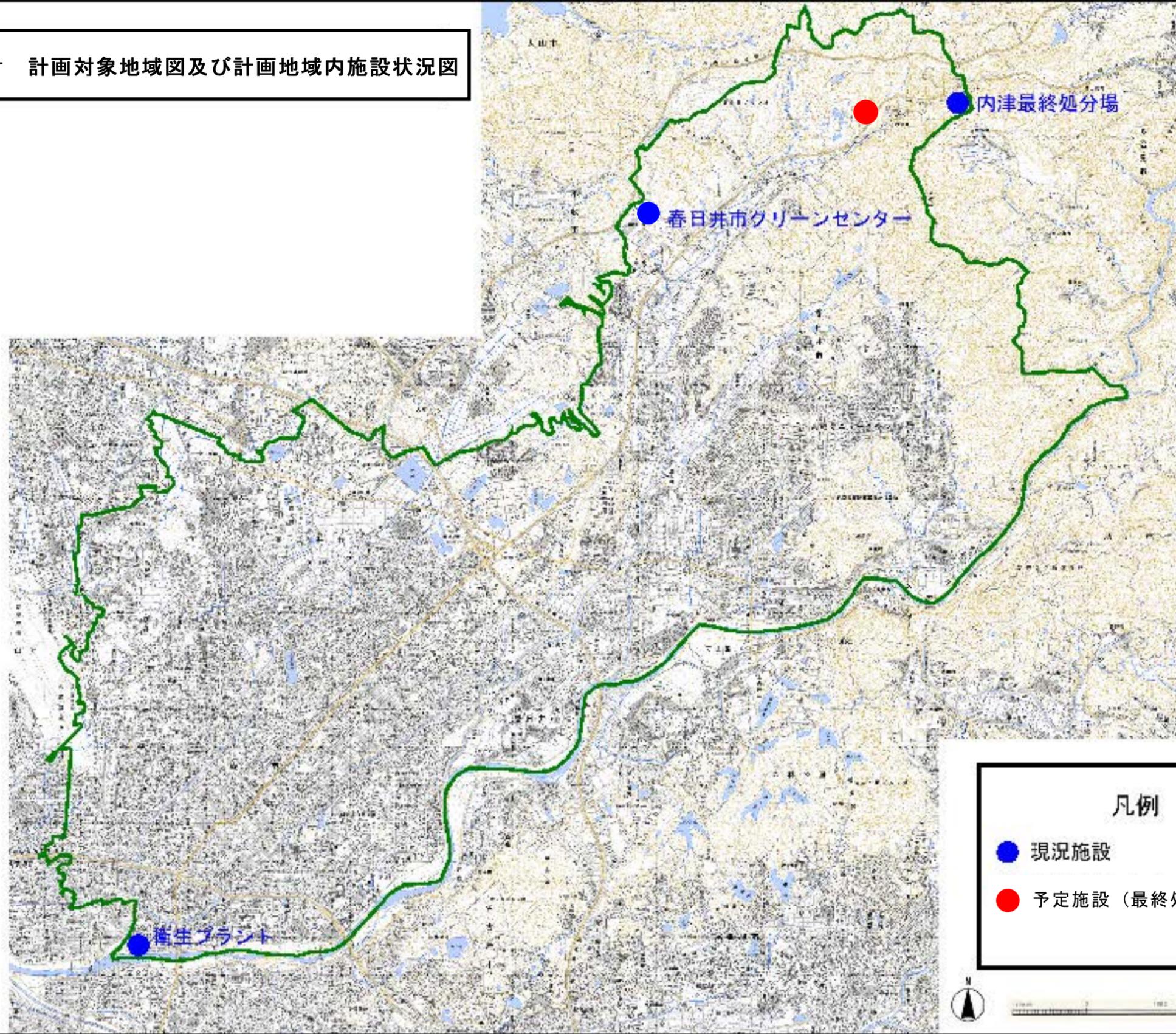
様式1 添付トレンドグラフ(家庭系事業系公共系ごみ総排出量、公共系ごみ総排出量、資源化量、中間処理量、中間処理による減量化量、最終処分量、熱回収量)



様式1 添付トレンドグラフ(生活排水処理)



様式1 添付 計画対象地域図及び計画地域内施設状況図



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成24年度）

事業種別	事業番号	事業名称	事業主体	規模	事業期間 交付期間		総事業費（千円）						交付対象事業費（千円）					備考
					開始	終了	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
○最終処分に関する事業							4,685,000	310,000	2,120,000	2,255,000		3,645,000	180,000	1,590,000	1,875,000			
新最終処分場整備事業	1	春日井市	345,000 m <sup>3</sup>		H26	H28	4,685,000	310,000	2,120,000	2,255,000		3,645,000	180,000	1,590,000	1,875,000			
○浄化槽に関する事業							273,720	60,680	60,680	60,680	60,680	229,704	49,676	49,676	49,676	49,676		
浄化槽設置整備	2	春日井市	1,070 基		H25	H29	273,720	60,680	60,680	60,680	60,680	229,704	49,676	49,676	49,676	49,676		
○施設整備に関する計画支援に関する事業							38,640	38,640				34,335						
新最終処分場整備事業に係る実施設計等調査事業	31	春日井市			H25	H25	38,640	38,640				34,335						
<b>合計</b>							4,997,360	69,640	370,680	2,180,680	2,315,680	60,680	3,909,039	65,335	229,676	1,639,676	1,924,676	49,676



地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付金 必要の 要否		事業計画					備考
					開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	117	事業系ごみ処理手数料の適正化	ごみ処理費用の適正な負担を求め、市外ごみの持込みを防止するため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、ごみ処理手数料の適正化を検討し、必要に応じて改定を行う。	春日井市	H25	H29						3(1)エ
								検討			実施	
	118	生活排水汚濁負荷量削減対策の啓発強化	生活排水の汚濁負荷量削減に資する各種啓発活動の強化を図る。	春日井市	H25	H29						3(1)オ
									普及啓発			
処理体制の構築、変更に関するもの	21	家庭系ごみの分別区分の変更	平成25年4月1日から家庭系ごみのプラスチック容器包装類や金属類・小型家電の分別収集を実施する。	春日井市	H25	H29						3(2)ア
									分別実施			
	22	資源受入体制の拡充	資源を常時受け入れできる場所を提供するため、公共施設や民間施設におけるリサイクルステーションの設置を進める。	春日井市	H25	H29						3(2)ア
									検討		実施	
	23	ごみの収集回数の見直し	プラスチック製容器包装等の新たな資源分別収集開始に伴い、モデル地区での検証結果に基づき、ごみの収集回数を変更していく。	春日井市	H25	H29						3(2)ア
									計画検討・普及啓発		実施	
	24	焼却灰リサイクルの推進	焼却灰をセメント原料としてリサイクルすることにより、最終処分場の延命と資源の有効利用の推進を図る。	春日井市	H25	H29						3(2)ウ
									資源化の検討		実施	
	25	合併処理浄化槽への切替	公共下水道事業認可区域外については合併処理浄化槽の整備や、単独処理浄化槽及びびくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を進めていく。	春日井市	H25	H29						3(2)オ
									整備・転向促進			
処理施設の整備に関するもの	1	新最終処分場整備事業	現内津最終処分場の残余容量を勘案しつつ、次期最終処分場の整備にあたっては、現最終処分場と同規模以上の埋立容量を確保するとともに、高度な水処理等を導入し、自然環境の保全に努める。	春日井市	H26	H28	○					3(3)ア 関連事業31
									施設整備			
	2	合併処理浄化槽整備推進事業	合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽及びびくみ取り便槽からの転換について補助金を交付	春日井市	H25	H29	○					3(3)イ
									合併処理浄化槽整備推進			
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の実施設計等調査事業	新最終処分場整備事業に係る実施設計等調査事業を実施	春日井市	H25	H25	○					3(4)
									実施設計等			
その他	41	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に関する啓発の実施	春日井市	H25	H29						3(5)ア
									普及啓発			
	42	不法投棄対策	パトロールや監視、立入検査の実施等による不法投棄防止の監視・指導体制の強化	春日井市	H25	H29						3(5)イ
									パトロールや監視、立入検査の実施			
	43	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物処理の相互扶助体制整備	春日井市	H25	H29						3(5)ウ
									体制整備に向けた検討			

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	春日井市		
(2) 施設名称	新最終処分場		
(3) 工期	平成26年度 ～ 平成28年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 約70,000m <sup>2</sup>	埋立面積 約24,000m <sup>2</sup>	埋立容積 第Ⅰ期：約345,000m <sup>3</sup> 第Ⅱ期：約125,000m <sup>3</sup> 合 計：約470,000m <sup>3</sup>
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成29年度 埋立終了 平成49年度（第Ⅰ期） ※第Ⅱ期の整備は、本計画の事業に含んでいない。		
(6) 跡地利用計画	検討中		
(7) 地域計画内の役割	ごみ処理施設、灰溶融施設、破碎・選別施設からの残渣の適正処分		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
(9) 事業計画額	本体建設工事費：4,685,000千円（3,645,000千円）		

() は交付対象事業費

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	春日井市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。 内容：合併処理浄化槽を設置する者又は既存の単独処理浄化槽もしくはくみ取り便槽から転換する者に対して補助を交付する。
(4) 事業期間	平成25年度～平成29年度
(5) 事業対象地域の要件	水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 229,704 千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 26,356 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 ー 千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業】

区分	交付対象基数 ( 2,724 人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	631基 ( 1,532人分)	77基	287,094千円	121,050千円	111,770千円
6～7人槽	388基 ( 943人分)	70基	194,868千円	131,350千円	101,958千円
8～10人槽	51基 ( 249人分)	9基	30,186千円	21,320千円	15,976千円
11～20人槽	基 ( 人分)	基	千円	千円	千円
21～30人槽	基 ( 人分)	基	千円	千円	千円
改築	基 ( 人分)	基	千円	千円	千円
計画策定調査費	基 ( 人分)	基	千円	千円	千円
合計	1,070基 ( 2,724人分)	156基	512,148千円	273,720千円	229,704千円

## 計画支援概要

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	春日井市
(2) 事業目的	新最終処分場施設整備のため
(3) 事業名称	新最終処分場整備事業に係る実施設計等調査事業
(4) 事業期間	平成 25 年度
(5) 事業概要	新最終処分場を整備するにあたり、その実施設計等を行う。
(6) 事業計画額	38,640 千円 (34,335 千円)

( ) は交付対象事業費